

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

国の方針に基づき、従来の紙またはプラスチック製の健康保険証は12月2日に廃止されます。以降は、新規発行が行われませんので、原則として保険証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)を医療機関に提示していただくことになります。

- ◆ 就職や転職、引っ越しをしても、新しい健康保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診できます。
- ◆ マイナ保険証の利用登録をされていない方には、ご加入の医療保険者(国民健康保険・後期高齢者医療・各種社会保険)から「資格確認書」が交付されます。
- ◆ 経過措置として、12月2日時点で発行済みの保険証は、有効期限(最長1年間)まで利用可能です。(ただし、住所などの資格情報に変更があった場合、その時点で被保険者証は無効となり、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」が交付されます。)



マイナ保険証を利用するまでの手順

【ステップ1】マイナンバーカードの申請

役場の申請サポート窓口で申請できます。事前予約制となりますので、希望される場合は、住民課までお電話をお願いします。

【ステップ2】マイナンバーカードの受け取り

申請から1~2か月後、カードの交付準備ができたことをお知らせする「交付通知書」(はがき)がご自宅に郵送されますので、住民課に予約の電話をしていただき、受け取ってください。

【ステップ3】マイナ保険証を利用するための手続き

マイナポータルアプリまたは住民課の窓口で保険証利用登録を行ってください。

※登録にはマイナンバーカードとカード受け取り時に設定した利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)が必要です。

- ①マイナポータルを起動してログイン
- ②ホーム画面の「健康保険証」をタップ
→健康保険証の利用登録画面
- ③パスワードの入力とマイナンバーカードの読み取り→登録完了



【ステップ4】マイナンバーカードを健康保険証として利用

医療機関窓口のカードリーダーで顔認証または暗証番号入力を行います。一部の医療機関では、顔認証やパスワード入力を行わずに利用できる場合があります。

※有効期限内のマイナンバーカードをお持ちの場合は、ステップ1・2は省略できます。

マイナ保険証のメリット

- ◎必要な医療サービスを迅速かつ簡単に利用することができます。
- ◎ご自身の状況に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避できます。(お薬や診療情報、健診結果等の提供に同意いただいた場合のみ)
- ◎「限度額認定証」がなくても、医療機関窓口での限度額以上の一時支払いが不要になります。

◆問い合わせ先 (マイナンバー制度)企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552
(マイナンバーカード申請等)住民課 住民担当 ☎ 0748-52-6571
(マイナ保険証等)住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584

SNS・SMS・メールでの詐欺に注意しましょう

投資詐欺に注意しましょう

SNS等で届く投資話は詐欺かもしれませ
ん。本当に信頼できる取引相手かよく確認し
ましょう。

事例

インスタグラム等のSNSに表示され
た有名人等が起用された広告をクリック
したところ、LINEの投資グループに
招待され、「絶対儲かる」等と投資を勧め
られる。

インストールしたアプリ上では、利益が
出ているように表示されるが、出金しよう
としても理由をつけて出金させず、出金が
できなくなる。

知っている組織名でも

安心しないようにしましょう

実在する組織をかたるSMSやメールを送
信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジッ
ト番号等、個人情報をごだまされ、不正利
用されるフィッシングに関する相談が多くあ
ります。

事例

宅配業者を装ってスマートフォンに不在通
知のSMSを送り、URLにアクセスすると
本物の宅配業者のWEBサイトに似た偽サイ
トへ誘導される。そこでIDやパスワード等
の個人情報をごだましとられ、商品の購入等
で不正利用される。

対処法

フィッシングサイトに個人情報を入力して
しまうと、クレジットカードや個人情報をも
不正利用されるおそれがあるため、絶対に入
力してはいけません。

万が一、情報を入力した場合、同じIDやパ
スワード等を使っているサービスを含め、すぐ
に変更し、クレジットカード会社や金融機関等
に連絡しましょう。

電話での詐欺にも注意しましょう

電話一本から「オレオレ詐欺」や「還付金等詐
欺」などの振り込み詐欺のきつかけになるば
かりではなく、強盗などの凶悪事件につな
がる場合もあります。

対処法

● 固定電話の防犯機能を利用しましょう

特殊詐欺の犯人側は声を録音されることで
通話履歴が残ることを嫌がります。自動で通
話を録音する「防犯機能付き固定電話」の設置
と留守番電話の設定をすることが有効です。

● すぐに相談しましょう

不審な電話があったら、すぐに警察や消
費生活相談窓口等にご相談ください。

◆ 問い合わせ先

警察相談専用電話 ☎#9110
消費者ホットライン短縮番号 ☎188
交通環境政策課 環境政策担当
消費生活相談窓口

☎0748-52-2500

介護保険負担割合証を送付しました

6月下旬に、要介護(要支援)
認定を受けている方へ「介護保
険負担割合証」を送付しました。

介護保険負担割合証には、介
護保険のサービスを利用した際
の利用者負担の割合が記載され
ています。

利用者負担は、1割、2割
または3割です(一定以上の所
得のある方は、2割または3

割負担となります)。お手元に
届きましたら、負担割合や適
用期間などの記載事項をご確
認ください。

介護サービス事業者は、この
介護保険負担割合証をもとに、
利用者の負担割合を確認されま
すので、介護サービスを利用す
るときには、必ずサービス事業
者にご提示ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日	令和6年XX月XX日
番号	0123456789
住所	滋賀県蒲生郡日野町〇〇XX番地
フリガナ	ヒノ タロウ
氏名	日野 太郎
生年月日	昭和XX年XX月XX日
利用者負担の割合	1割
適用期間	開始年月日 令和6年8月1日 終了年月日 令和7年7月31日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 5 3 8 3 1 日野町 公印

※負担割合証は、薄い緑色です。

ご自身の負担割合(1割、
2割または3割)が記載
されています。

◆ 問い合わせ先

長寿福祉課 高齢者福祉介護担当
☎0748-52-6501